

令和8年度 広島県医療型短期入所事業所 開設支援事業のご案内

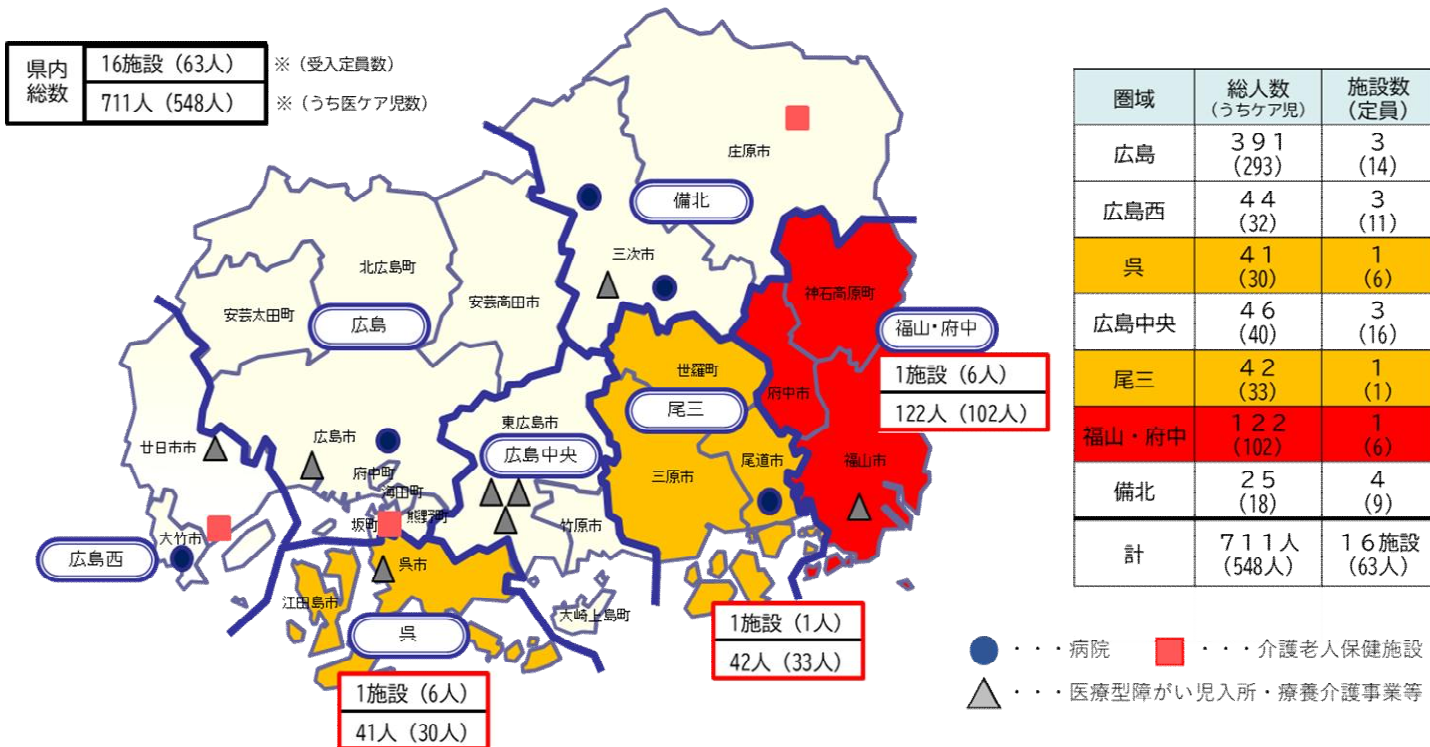
医療的ケアが必要な障害児者に関する広島県の現状

障害福祉サービス(市町村が決定した障害児・障害者が受けられるサービス)として、利用者を日帰り又は宿泊で一時的に受け入れる短期入所(ショートステイ)という事業があります。

近年、医療的ケアを必要とする障害児者の増加に伴い、医療機関や介護老人保健施設等において行う「医療型短期入所事業」のニーズが高まっています。本県において把握している医療的ケア児者は711人(令和7年4月1日時点)となっており、年々増加傾向にあります。

一方で、医療型短期入所事業所の指定機関は市内に16カ所と限られており、サービスを利用したくても容易に利用できない状況が生じています。対象者が安心して地域で生活を継続できるよう、受け入れ機関の整備が喫緊の課題となっています。

[県内の医療型短期入所事業所※1と医療的ケア児者数※2]



※1,2: 広島県障害者支援課資料「令和7年度医療的ケア児(者)及びその家族の生活状況や支援ニーズに関する調査結果」(令和7年4月1日現在)

事業の目的

医療技術の進歩を背景に、全国的に医療的ケア児者は増加傾向にあります。医療的ケア児者や重症心身障害児者等が安心して在宅生活を送るために、医療型短期入所の整備が必要な状況ですが、本市における医療型短期入所事業所数は横ばいであり、そのニーズは高まる一方です。

既存の病院や診療所、介護老人保健施設等、医療的ケア児者に対応可能な体制を有する事業所に対して、医療型短期入所事業への参入を働きかけ、事業所の増加により短期入所を利用しやすい環境を整備することを目的に実施します。

1. 説明会の開催

県内の医療機関等を対象に、障害福祉全般の説明、医療型短期入所の基準・報酬説明、支援事例発表等、新規開設に向けた説明会を行います。

《実施時期》 令和8年7月末に西部・東部で2回実施(対面・オンラインのハイブリッド形式)

2. 開設・運営支援

医療機関等に直接訪問し、事業提案書を用いて医療型短期入所事業の詳細を説明いたします。また、相談窓口を設置し、医療型短期入所に係る各種相談に対応いたします。

《相談窓口》 株式会社 医療経営研究所(業務委託先会社)

《お問合せ先》 (メール) sekita@iryoken.co.jp (TEL) 03-5787-8635

《受付期間》 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

お電話の場合は9～17時までにご連絡ください。(土曜・日曜・祝日を除く)

《担当者》 関田、長岡

医療型短期入所について

指定可能な
事業所は4つのみ

病院

介護老人保健
施設

診療所
(有床 / 無床)

介護医療院

空床利用も可能

- 空いているベッドを活用して受入れ可能
- 新たな設備基準、人員基準は必要なし
(本体事業に準ずる)

比較的高い
報酬単価設定

- 1泊2日利用の場合、事業収入は66,000円程度
(1単位=10.60円 ※広島市所在の事業所の場合)
- その他、各種加算等も算定可能

2024年度報酬改定にて障害福祉サービス等報酬がさらに引き上げられる等、**厚生労働省も推進している事業**です。
少しでもご関心がありましたら、右記二次元バーコード、又はURLからお問合せいただきますようお願い申し上げます。

